



長崎県交通局



運輸安全マネジメント 令和7年4月

「安全」「確実」「快適」「親切」をモットーに輸送することが最大の使命です。

《長崎県交通局》

- I 令和7年度の取り組みについて
- II 令和6年度の取り組み結果について【安全報告】
- III 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容について
- IV 行政処分等の公表

■ 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 交通局長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、交通局における輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。

そのため、

○輸送現場の声に真摯に耳を傾け、また、現場の状況把握に努めます。

○全職員に「輸送の安全の確保が最も重要である」との認識をもってもらうよう、率先して取り組みを進めます。

2. 交通局は、「運輸安全マネジメント」を確実に実施し、全職員が一体となって輸送の安全確保を図ります。

また、それらに関する情報について積極的に公表します。

I 令和7年度の取り組みについて

令和7年度については、上記基本的な方針を実現するため、輸送の安全に関する重点施策などに取り組めます。

1. 輸送の安全に関する目標

- (1) 死亡事故 0 件
- (2) 重大事故 0 件（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）
- (3) 有責事故 10 %減（対前年度比）
- (4) 物損事故 20 %減（対前年度比）

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 安全運行に関する取り組みについて
 - ①交差点右左折時の横断歩道手前での一旦停車（歩行者保護）
 - ②3秒ルールの推進（行動に移す前に確認の徹底・車内事故及び物損事故防止）
 - ③イエローストップの徹底（交差点事故防止）
 - ④構内制限速度10km/h以下（営業所・バスターミナル・他社構内）
 - ⑤市街地40km/h以下での運行（ゆっくり走行・車間距離の確保で事故防止）

(2) 安全体質、安全意識の底上げについて

- ①安全第一の職場風土の実現と、安全意識（法令遵守・運転マナー）の更なる醸成
- ②小集団活動による管理者ミーティング等の各階層別ミーティングの実施
- ③基本的な接客・接遇の向上及び事故防止のための意識改革及び強化
- ④運行時の非常事態に備えた緊急連絡訓練の実施
- ⑤健康管理の徹底（各種感染症予防の徹底）

(3) 情報共有の強化及びコミュニケーションの充実について

- ①交通局全体による運輸安全会議、安全管理委員会、地方機関長会議、整備管理委員会、所属長・運行係長・運行管理者会議等の実施
- ②経営トップを含む幹部職員による各営業所訪問及び意見交換会の実施
- ③事故発生後、担当営業所からの速報による事故事例等の情報共有の強化
- ④ドライブレコーダーの映像を活用したヒヤリハット情報の作成と共有化

(4) 運行管理業務の徹底について

- ①毎月20日の事故ゼロ日に、幹部職員等による早朝点呼立哨を実施
- ②運行管理の重要性について、意識の向上を図るため運行管理者研修を強化

(5) 整備管理業務の徹底について

- ①年間計画に沿った定期点検の実施
- ②安全性向上のため重点箇所の点検を実施し、車両の安全を確保
- ③整備管理委員会による安全性向上に向けた協議を実施

3. 輸送の安全に関する教育及び研修等の計画

輸送の安全に関する計画（安全管理規程第6条関係）（別紙）

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統（別紙）

5. 事故・災害等に関する報告連絡体制

重大事故及び災害発生時の連絡網（別紙）

6. 安全管理規程・安全統括管理者

- (1) 安全管理規程（別紙）
- (2) 安全統括管理者：乗合事業部長 柿原 幸記

安 全 報 告

II 令和6年度の取り組み結果について

1. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況（安全管理規程5条）

- 目 標 : 死亡事故・重大事故 0件（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）
- 達成状況 : 重大事故1件発生 未達成
- 目 標 : 有責事故発生件数 対前年比10%減
- 達成状況 : 対前年度比 9%増 未達成
- 目 標 : 物損事故発生件数 対前年比20%減
- 達成状況 : 対前年比 42%増 未達成

2. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 活発なコミュニケーションについて

- ①運輸安全会議を本局と営業所にて隔月ごとに実施しました。また、運輸安全管理委員会を年2回、整備管理委員会を年2回実施しました。
- ②小集団活動による管理者ミーティング、リーダーミーティング、チームミーティングを実施しました。また、各営業所において総決起大会を開催し、無事故及び善行表彰を行いました。
- ③幹部職員による全営業所の早朝点呼立哨や、営業所との意見交換会を行い輸送現場とのコミュニケーションを図りました。
- ④小集団活動の取り組みとして「事故防止」・「接客、接遇の向上」「コンプライアンスの徹底」をテーマとして小集団活動による現場力向上のための意識の醸成を図っています。

◆運輸安全会議



◆全地区合同運輸安全会議



◆幹部職員と営業所との意見交換会（長崎営業所）



◆小集団活動総決起大会 無事故・善行表彰（各営業所）

【長崎営業所】



【東長崎営業所】



【長与営業所】



【諫早営業所】



【大村営業所】



【福岡営業所】



(2) 運行管理業務の徹底について

① 厳正な点呼の実施

- 毎月の重点項目を定め、運行管理者による厳正な点呼を実施しました。
(アルコールチェック、体温測定等による健康状態、体調、睡眠不足、薬の服用状況の確認と把握、携帯電話の所持、取り扱い等の確認と注意喚起を実施)。
- 遠隔地車庫及び宿泊を伴う勤務の点呼では、通信式の画像確認機能付きアルコール検知器による検査を実施しました。
- 毎月20日の事故ゼロ日には、幹部職員及び育成・指導課による早朝点呼立哨を実施しました。

◆ 点呼執行状況

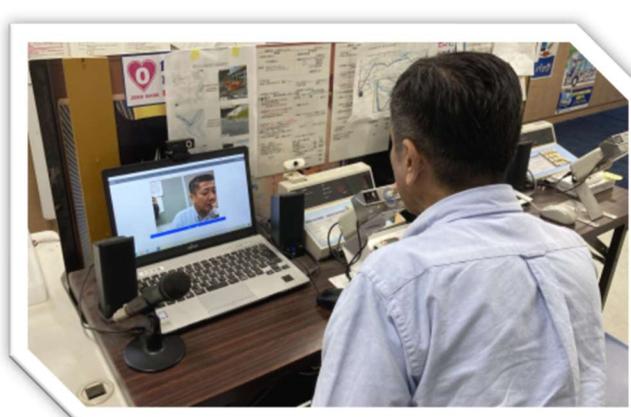
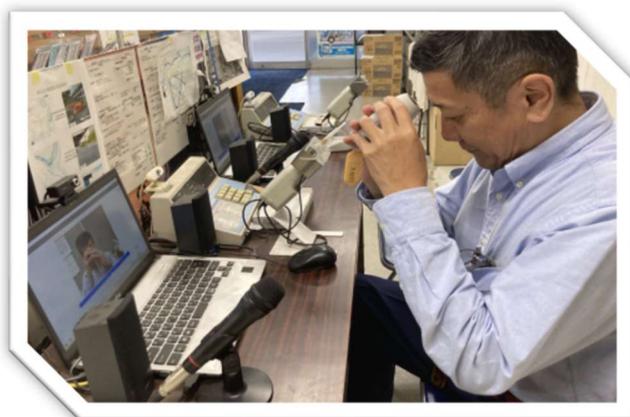
【対面点呼】



【高速・貸切宿泊地】



【遠隔点呼】



- ② デジタルタコグラフによる速度管理等の指導、急発進・急減速の防止、エコドライブ安全運転等の指導を行いました。
 - 運行直後の日報（分析表）を基に、運行管理者による安全速度、急発進・急減速の防止、エコドライブなどの個別指導を行いました。
- ③ 運行管理者局内研修の実施
 - 運行管理者の実務の向上、運転士への適切な教育・指導を行なうための運行管理者研修を実施しました。

◆運行管理者局内研修



◆緊急時の電話対応訓練



(3) 整備管理業務の徹底について

整備士による車両の日常点検整備や法定定期点検整備、自主的な1ヶ月点検を実施しました。

(4) 育成・指導への取り組みについて

- ①事故惹起者には、事故直後に事故原因や再発防止対策に関し個別に話し合い、また、改めて事故発生時の映像等を活用した特別研修を実施することで再発防止に努めました。

◆事件事例発表

◆運転操作教習



- ②疑似体験教材を活用し、高齢者、障害者のハンディキャップと似た状態を、乗務員自身が肉体的、感覚的に体験し、バスを利用されるお客様への対応及び穏やかな運転操作の必要性等について学習しました。

- ③ドライブレコーダーのヒヤリハット映像を視聴し、原因究明、事故の未然防止対策について話し合いました。

◆視覚障害・高齢者疑似体験

◆ドライブレコーダー映像によるヒヤリハット研修



④事故を未然に防止するため、適性診断結果を活用した乗務員指導を継続的に実施しました。

⑤事故発生後、事故事例を踏まえた局内通達を送付し、各営業所等に掲示して事故の共有化を図ることで注意喚起を行い再発防止に努めました。

(5) 各種研修の内容について

①車椅子取扱いの習熟に加えて、運転技能の向上とプロの運転士としての意識醸成及び意識向上を図る研修を実施しました。

◆車椅子習熟訓練、及び長崎県運転免許試験場（大村）にて運転技能向上研修



◆車両の点検・ワンマン機器の操作実習



②貸切乗務員としてのスキルアップを図る目的として、認定教育 8 号課程（高度な技術訓練）を受講させました。

【車両用ステッカー】



③春季全国火災予防運動期間に合わせ消防署と合同で、車両火災・避難誘導訓練を実施しました。

◆路線バスと車が衝突して火災が発生した想定



④大村市包括支援センターからの依頼により 7 月・9 月大村市高齢者向けバス乗り方講座を実施し、ICカードを使ったバスの乗り方や、バスに乗るときの注意点などを説明した。

◆大村市高齢者向けバス乗り方講座

【植松 2 丁目百合会】

【木場・久原団地】



⑤長崎県バス協会主催の「事故防止委員会」及び「運行管理責任者集会」が長崎県勤労福祉会館で開催されましたので出席いたしました。

(6) 運転士の健康管理、過労防止について

- ①健康管理においては、定期健康診断の結果に基づき、運転士に対して個別指導を行うとともに、飲酒状況等の聞き取り調査を定期的実施し、指導を行いました。
- ②乗務員個別の勤務実績に基づき拘束時間、連続勤務日数等を把握し、過労防止に努めました。
- ③医療機関と連携したS A S（睡眠時無呼吸症候群）の検査やストレスセルフチェックを定期的実施するなど、健康に起因する事故の未然防止や精神的なケアを行えるよう努めました。

III 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容について

1. 運輸安全マネジメントの実施状況、並びに、法規制その他の必要事項について内部監査を実施した結果、各種帳票のファイリング漏れや軽度な記載漏れ等の指摘がありました。
2. 指摘事項については、是正、改善を行うとともに、チェック体制の見直しなど再発防止策を実施しました。

IV 行政処分等の公表

○一般貸切旅客自動車運送事業において、令和7年1月7日に九州運輸局長崎支局より下記の警告を受け、再発防止に取り組んでいます。

- ・ 出庫時刻の連絡ミスにより乗務員の出勤が遅れたため、急遽点呼を実施せずに運行した。
(道路運送法第27条第3項・自動車運送事業運輸規則24条第1項、第2項、第3項)
- ・ 人間ドック受診者のうち、前年の健康診断との受診間隔が1年を超えていた者がいた。
(道路運送法第27条第3項・自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

○再発防止

- ・ 貸切受注管理システムのメール送信機能の活用及び複数の管理者によるチェック体制の強化により、業務内容の連絡ミスを防止します。
- ・ 人間ドック受診予約については、前年の健康診断時期から1年以内の期日で日程調整依頼を行い、日程調整が困難な場合は、人間ドックとは別途健康診断を受診し、受診期間が開かないように対策いたします。